

現大綱（平成15年12月策定）では、「おおむね5年を目途に見直し」と明記

## 1 社会的自立の支援

「若者自立・挑戦プラン」（平成15年6月10日若者自立・挑戦戦略会議決定）、「再チャレンジ支援総合プラン」（平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定）、「キャリア教育等推進プラン」（平成19年5月29日キャリア教育等推進会議決定）等に基づき、関連施策を推進

### フリーターの常用雇用化

・フリーター25万人常用雇用化プランの推進 約36.2万人のフリーターを常用雇用（平成18年度）

フリーターの人数：平成15年217万人 平成18年187万人

### 若年無業者（いわゆるニート）の就労支援

・平成18年度から、地域若者サポートステーションにおける一人ひとりの必要性に応じた専門的な支援〔設置数：平成19年度50か所（25か所増）〕

若年無業者数：平成15年～17年64万人 平成18年62万人

### 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育等の推進

・平成17年度から、中学校を中心に、5日以上職業体験（キャリア・スタート・ウィーク）の推進〔実施校数：1,016校（平成18年度）〕

・平成19年5月「キャリア教育等推進プラン」を策定。各学校段階を通じた体系的なキャリア教育等の推進、地域における行政、学校、企業、団体等の連携の推進等

### 様々な体験の機会の提供

・ボランティア活動、自然体験活動、農山漁村等における体験活動、長期宿泊体験活動等の推進

## 2 少年非行、犯罪被害、児童虐待等への対応

### 少年非行対策の推進及び青少年の犯罪被害防止等対策

・平成17年12月「犯罪から子どもを守るための対策」を策定

・平成18年6月「子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～」を策定。地域における子どもの非行防止・犯罪被害防止の両面での取組を推進

・平成19年6月少年法等の一部を改正（平成19年11月施行）。14歳以上とされていた少年院送致可能年齢をおおむね12歳以上に引下げ、保護処分中の少年の保護者に対する指導・助言等の明確化 等

刑法犯少年（14～19）の人口比：同年齢層人口千人当たりの検挙人員：平成15年17.5 平成18年14.8

少年が主たる被害者となった刑法犯認知件数：平成15年385,762件 平成18年309,104件

### 児童虐待防止対策の推進

・平成19年6月児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正（平成20年4月施行）。児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等

児童相談所における相談対応件数：平成15年度26,569件 平成18年度37,323件

### いじめ対策の推進

・教育委員会や学校等におけるいじめ問題への取組を徹底するとともに、子ども等が夜間・休日などいつでも相談できるよう、平成19年2月、全ての都道府県・指定都市教育委員会に「24時間いじめ相談ダイヤル」を整備

### 3 情報化の進展を踏まえた成育環境の整備・改善

#### 違法・有害情報から子どもを守るための対策

- ・情報モラル教育やメディア・リテラシー教育の推進（教材の開発・普及等）、各種啓発活動の展開（サイバーセキュリティ・カレッジ、非行防止教室、e-ネットキャラバン等）
- ・違法・有害情報の監視等（インターネット・ホットラインセンターによる違法・有害情報の把握及び対応（削除依頼等）、サイバーパトロールの実施）
- ・事業者による自主規制（フィルタリングサービスの提供、ネットカフェ事業者の自主規制）

### 参考 大綱策定後に行われた青少年に関連する主な制度改正等

#### 新しい教育基本法と教育再生に向けた取組

- ・平成18年12月「教育基本法」を改正（平成18年12月施行）
- ・平成19年6月「学校教育法」等教育関連3法を改正（平成20年4月施行）
- ・教育の基本にさかのぼった改革を推進するため、平成18年10月「教育再生会議」を設置。二次にわたり報告を取りまとめ（平成19年1月及び6月）

#### 少子化対策の推進

- ・平成15年7月「少子化社会対策基本法」制定（平成15年9月施行）。平成16年6月「少子化社会対策大綱」策定  
平成16年12月「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」策定
- ・平成19年2月「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議設置。同6月中間報告取りまとめ  
平成18年度合計特殊出生率1.32 出生数109万人

#### 食育の推進

- ・平成17年6月「食育基本法」制定（平成17年7月施行）。平成18年3月「食育推進基本計画」を策定

#### 自殺予防のための対策

- ・平成18年6月「自殺対策基本法」制定（平成18年10月施行）。平成19年6月「自殺総合対策大綱」を策定  
平成18年自殺者総数32,155人 うち青少年4,018人

# 青少年育成施策大綱（概要） （平成15年12月青少年育成推進本部決定）

参考

## 基本理念

- ・現在の充実と社会的自立への成長を支援
- ・大人社会の見直しと、青少年による大人社会への理解・適応という双方の努力が必要
- ・青少年育成は、家庭・学校はもとより社会全体の責任

### 4つの重点課題

1. 社会的自立の支援
2. 特に困難を抱える青少年の支援
3. 能動性を重視した青少年観への転換
4. 率直に語り合える社会風土の醸成

### 年齢期ごとの施策の基本的方向

- (1)乳幼児期  
母子の健康の確保・増進、子育て支援の充実、保育所・幼稚園等での養護・教育の充実
- (2)学童期  
健康の確保・増進、日常生活能力の習得、学力の習得、社会的自立につながる活動機会の保障
- (3)思春期  
健康の確保・増進、学力の向上、就業能力・意欲の習得、社会生活能力の習得
- (4)青年期  
大学教育等の充実、職業能力開発・就業支援の充実、生活設計・人生設計の支援、公共への参画の促進

### 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向

- (1)障害のある青少年の支援  
障害、LDやADHDなどの青少年の支援
- (2)ひとり親家庭等の支援  
ひとり親家庭、経済的に困難な家庭、養護に欠ける児童の支援
- (3)少年非行対策等社会的不適応への対応  
少年非行、不登校・ひきこもり、摂食障害等への対策
- (4)青少年の被害防止・保護  
児童虐待防止対策、青少年の福祉を害する犯罪その他の犯罪対策、いじめによる被害対策等
- (5)労働市場で不利な条件下にある青少年の支援  
高校中退者や若年失業者等、障害者、非行少年の就労支援等

### 支援のための環境整備施策の基本的方向

- (1)利用しやすいサービス体制づくり
- (2)魅力的な学校づくり
- (3)地域社会を支えるまちづくり、むらづくり
- (4)情報・消費環境の変化への対応
- (5)調査研究、青少年にもわかりやすい情報提供、広報啓発活動の推進

## 推進体制等

- (1)関係行政機関間の連携・協力
- (2)地方公共団体や青少年も含めた民間団体等との連携・協力
- (3)国際的な連携・協力
- (4)情報公開と青少年も含めた国民の意見の反映
- (5)政策評価と影響調査
- (6)大綱の見直し（おおむね5年を目途に見直し）

# 「青少年育成施策大綱」策定後の主な施策の実施状況

平成19年11月6日 内閣府

## <目 次>

### 重点課題

(1) 社会的自立の支援	・・・	1
(2) 特に困難を抱える青少年の支援		
障害のある青少年の支援	・・・	3
ひとり親家庭等の支援	・・・	5
少年非行対策等社会的不適応への対応	・・・	7
青少年の被害防止・保護	・・・	10
労働市場で不利な条件下にある青少年の支援	・・・	12

### 年齢期ごとの施策

(1) 乳幼児期	・・・	14
(2) 学童期	・・・	16
(3) 思春期	・・・	19
(4) 青年期	・・・	21

### 支援のための環境整備施策

(1) 利用しやすいサービス体制づくり、広報啓発活動の推進	・・・	23
(2) 魅力的な学校づくり、地域社会を支えるまちづくり・むらづくり	・・・	25
(3) 情報・消費環境の変化への対応	・・・	27

## 重点課題

### (1) 社会的自立の支援

#### 関連する政府の主な関連方針等の策定

若者自立・挑戦のためのアクションプラン（平成16年12月24日若者自立・挑戦戦略会議決定）

少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）

再チャレンジ支援総合プラン（平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定）

成長力底上げ戦略（基本構想）（平成19年2月15日成長力底上げ戦略構想チーム決定）

キャリア教育等推進プラン（平成19年5月29日キャリア教育等推進会議決定）

再チャレンジ支援策の今後の方向性（平成19年5月31日「多様な機会のある社会」推進会議決定）

#### 関係法律の制定、改正等

職業能力開発促進法及び中小企業労働力確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律（平18法81）：第164回通常国会で成立、平成18年10月施行

・現場の中核となる人材育成のため、新規学校卒業者を対象に、企業における雇用関係の下での実習と教育訓練機関における学習とを組み合わせた「実践型人材養成システム」を職業能力開発促進法（第10条の2等）に「実習併用職業訓練」として位置付け

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律（平19法79）：第166回通常国会で成立、平成19年8月施行

・若者の能力・経験の正当な評価による雇用機会の確保等を事業主の努力義務、労働者の募集採用に係る年齢制限の禁止について義務化。

#### 主な施策の実施状況(1)

##### 包括的な一次相談・支援窓口の整備・充実

- ・関係各分野の知識を備えた専門的な相談員（ユースアドバイザー（仮称））の研修・養成プログラムの開発に向けた調査研究を実施【内閣府】

##### フリーターの常用雇用化の推進

- ・平成17年5月より、フリーターの増加傾向の転換を図るべく、「フリーター20万人常用雇用化プラン」を開始し、平成18年度において、その目標を25万人まで引き上げるとともに、19年度においては、改善が遅れている年長フリーターの常用雇用化の支援に重点を置いて、「フリーター25万人常用雇用化プラン」を推進（就職者数：「フリーター20万人常用雇用化プラン」（H17年5月～H18年4月）約23.2万人の常用雇用を実現、「フリーター25万人常用雇用化プラン」（H18年度）約36.2万人の常用雇用を実現）【厚労】

## 主な施策の実施状況(2)

- ・平成16年度から、地域において、若者に就職支援サービスを提供(若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)事業)  
〔設置数: H16年度43都道府県79か所、サービス利用者数約109万人、就職者数約5万3千人 H18年度46都道府県95か所、サービス利用者数約167万人、就職者数約9万4千人〕【厚労】【経産】

### 職業能力開発

- ・平成16年度から、若年失業者やフリーターに対して、企業実習と座学を連結させた教育訓練を実施(日本版デュアルシステム公共職業訓練型(委託短期)の就職率: H16年度68.8% H18年度75.2%)【厚労】

### 若年無業者の就労支援

- ・平成18年度から、地域若者サポートステーションにおける専門的な支援(設置数: H18年度25か所 H19年度50か所)【厚労】

### 体系的なキャリア教育・職業教育の推進

- ・平成17年度から、中学校を中心に、5日以上の職業体験の推進(キャリア・スタートウィーク)(実施地域・校数: H17年度138地域 757校 H18年度209地域 1,016校)【文科】
- ・平成17年度から、地場産業をいかし、小・中・高等学校の早い段階から働く意義や面白さの理解を深める取組の推進(地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト)(実績: H18年度29件 300校 約35千人)【経産】

### ボランティア活動の振興・推進

- ・他校のモデルとなる様々な体験活動を実施し、小・中・高等学校等における体験活動の円滑な展開を推進(豊かな体験活動推進事業)  
〔実施校数: H15年度805校 H19年度1,645校〕【文科】

## 関連指標

- ・フリーターの人数: 平成15年217万人      平成18年187万人
- ・若年無業者の人数: 平成15年～17年64万人      平成18年62万人
- ・青少年(15～29歳)完全失業率: 平成15年8.5%      平成18年6.9%

## 関連する政府の主な関連方針等の策定

障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)

重点施策実施5か年計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)

特別支援教育を推進するための制度の在り方について  
(平成17年12月8日中央教育審議会)

再チャレンジ支援総合推進プラン(平成18年12月25日「多様な機会のある機会」推進会議決定)

## 関係法律の制定、改正等

障害者基本法の一部を改正する法律(平16法80):第159回通常国会で成立、平成16年6月施行

- ・障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止
- ・障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習による相互理解の促進

発達障害者支援法(平16法167):第161回臨時国会で成立、平成17年4月施行

- ・学校教育における発達障害児への適切な教育的支援や支援体制の整備

障害者自立支援法(平17法123):第163回特別国会で成立、平成18年10月施行

- ・障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行う

学校教育法等の一部を改正する法律(平18法80):第164回通常国会で成立、平成19年4月施行

- ・盲・聾・養護学校の制度を複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換、小中学校等において特別支援教育を推進する旨を法律上明確化

## 主な施策の実施状況(1)

障害のある青少年の支援

- ・特別支援教育体制の整備(特別支援教育体制推進事業)[広域特別支援連携協議会設置数:H15年度47都道府県 H18年度47都道府県、特別支援教育コーディネーター指名(小学校・中学校):H15年度19.2% H18年度92.5%][文科]

## 主な施策の実施状況(2)

### LDやADHDなどの青少年の支援

- ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制整備の推進  
(都道府県等支援体制整備事業実施か所数: H17年度42か所 H18年度53か所、H19年9月現在54か所、圏域支援体制整備事業実施か所数:  
H17年度13か所 H18年度30か所、H19年9月現在54か所、発達・相談支援モデル事業実施か所数: H17年度6か所 H18年度10か所)
- ・先駆的な取組を通じた発達障害児等への有効な支援方法の開発・確立(発達障害者支援開発事業実施か所数: 平成19年9月現在14か所)  
【厚労】
- ・「発達障害者支援センター」を整備し、医療・保健・福祉・教育・雇用等の関係者と連携して、発達障害者やその家族に対する相談支援等を実施  
(H17年度末37都道府県・指定都市 H18年度末52都道府県・指定都市 H19年9月現在54都道府県・指定都市)【厚労】
- ・「発達障害情報センター」をH19年度に設置し、発達障害に関する知見を集積し、全国へ情報提供・普及啓発活動を実施【厚労】
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(H17.4.1)を発出し、教育の部分について留意すべき事項を具体的に提示【文科】  
平成19年度までを目途に、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒への支援体制を整備  
就労の支援  
発達障害のある児童生徒等の権利擁護  
関係部局の連携  
大学及び高等専門学校における教育上の配慮  
教員の専門性の向上等についても明記
- ・平成18年4月1日からLD・ADHDの児童生徒を通級による指導の対象化【文科】

## 関連指標

- ・通級による指導を受けている障害のある児童生徒数: 平成15年度33,652人      平成18年度41,448人
- ・通級による指導を受けているLD、ADHDの児童生徒数: 平成18年度2,982人



## 関連する政府の主な関連方針等の策定

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)

再チャレンジ支援総合プラン(平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定)

成長力底上げ戦略(基本構想)(平成19年2月15日成長力底上げ戦略構想チーム決定)

再チャレンジ支援策の今後の方向性(平成19年5月31日「多様な機会のある社会」推進会議決定)

## 関係法律の制定、改正等

母子及び寡婦福祉法(一部改正)(平14法119):第155回臨時国会で成立、平成15年4月施行

・子育て支援の充実、就業支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法(平15法126):第156回通常国会で成立、平成15年8月施行

・母子家庭の母の就業支援

## 主な施策の実施状況

ひとり親家庭

- ・平成15年度から、子育て短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライト)事業を実施  
〔ショートステイ事業:H15年度355か所 H18年度643か所、トワイライト事業:H15年度107か所 H18年度524か所〕(H18年度交付決定ベースの数値)〔厚労〕
- ・母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等、母子家庭等への就労支援の推進  
〔センター設置都道府県・市数:H15年度58か所 H18年度94か所、高等技能訓練促進費事業による資格取得者数:H15年度253人 H17年度709人〕〔厚労〕
- ・母子家庭等の母等の就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する賃金相当額の一部助成  
〔特定求職者雇用開発助成金支給実績:H15年度24,738百万円 H18年度22,940百万円〕〔厚労〕
- ・養育費取り決め等に関する困難事例への対応等を行う「養育費相談支援センター」の創設〔厚労〕
- ・母子家庭等就業・自立支援センターへの養育費専門相談員の設置〔厚労〕

経済的に困難な家庭

- ・(独)日本学生支援機構における奨学金事業の実施(事業費:H15年度5,790億円 H19年度8,503億円、貸与人員:H15年度86.6万人 H19年度114.3万人)〔文科〕

## 主な施策の実施状況(2)

- ・経済的理由により就学が困難な学齢児童生徒の保護者(要保護者)に対し、就学援助を行う市町村に対し、国は就学援助法等に基づき必要な経費について援助(予算額: H17年度7億円 H18年度7億円)
- ・平成17年度から高等学校等への就学費用について保護費を支給(事業費: H17年度約58億円)【厚労】
- ・困窮のため必要最小限度の生活を維持することができない者に対して、義務教育に伴って必要な費用に対して教育扶助を支給(教育扶助需給人員(平均): H16年度132,019人 H18年度137,129人)【厚労】

### 養護に欠ける児童

- ・施設から里親への子どもの委託の総合的な推進と里親候補者の掘り起こしを推進するとともに、養子の養育を希望する者との連絡・調整などの養子縁組を支援する(里親委託推進事業)  
(児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率: H16年度8.4% H17年度9.1%、専門里親登録者総数: H16年度254人 H17年度322人)【厚労】

### 外国人家庭の児童生徒等への支援

- ・公立学校における帰国・外国人児童生徒の受入体制の包括的な整備を行う地域の支援体制のモデルの在り方や、外国人の子どもに対する就学促進に関する調査研究を実施(帰国・外国人児童生徒受入促進事業)(平成19年度29件)【文科】

## 関連指標

- ・母子世帯の親の就業状況: 平成15年度83%      平成18年度84.5%件

## 関連する政府の主な関連方針等の策定

子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～（平成18年6月16日子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチーム策定）

関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について（平成16年9月 少年非行対策課長会議申し合わせ）

犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定）

再チャレンジ支援総合プラン（平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定）

銃器犯罪抑止のための更なる施策について（平成19年6月銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム）

## 関係法律の制定、改正等

少年法等の一部を改正する法律(平19法68):第166回通常国会で成立、平成19年11月施行

- ・いわゆる触法少年に係る事件について、警察官による調査手続を整備
- ・14歳未満(おおむね12歳以上)の少年についても、家庭裁判所が特に必要と認める場合には少年院送致の保護処分をすることができることとする 等

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平17法119):第163回特別国会で成立、平成18年5月施行

- ・公安委員会の指示の下、少年指導委員が風俗営業の営業所等に立ち入ることができること 等

更生保護法(平19法88):第166回通常国会で成立、平成20年6月までに施行

- ・非行をなくすための保護観察等の機能及び官民協働態勢の強化

## 主な施策の実施状況(1)

非行防止教室・薬物乱用防止教室

・少年非行防止教室の開催(非行防止教室開催校数:H15年度12,518校 H18年度24,336校 延べ開催回数:H15年度14,719回 H18年度28,901回)【警察】【文科】

・薬物乱用防止教室の開催(薬物乱用防止教室開催率:(公立中学)H15年度56.7% H18年度60.9% (公立高校)H15年度68.9% H18年度72.6%)【警察】【文科】

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

### 相談体制の充実

- ・少年の非行、家出、自殺等の未然防止とその兆候の早期発見や犯罪、いじめ、児童虐待等に係る被害少年等の保護のために、少年補導職員等が、少年や保護者等からの相談を受け、必要な指導や助言を行う少年相談窓口を設置〔警察が受理した少年相談の件数：H15年度89,886件 H18年度86,926件〕〔警察〕
- ・全ての都道府県・指定都市教育委員会に「24時間いじめ相談ダイヤル」を整備(平成19年2月)
- ・フリーダイヤルによる専用相談電話(「子どもの人権110番」)を開設し、「いじめ」等の子どもの人権問題に関する相談受付体制を整備(子どもの人権110番による相談件数：H15年8,993件 H18年12,885件)〔法務〕
- ・24時間365日相談の受付登録が可能な「インターネット人権相談受付窓口」の新設(H19年2月)〔法務〕

### 関係者の連携したサポート体制の構築

- ・平成16年度から、学校、教育委員会、関係機関等からなるサポートチームの形成など、地域における支援システムづくりを促進〔サポートチーム：H16年度からの継続団体数183団体 H18年度新規団体数51団体〕〔文科〕

### 民間ボランティアの活動に対する支援

- ・保護司適任者を幅広く確保するために、保護司組織と連携して「保護司候補者内申委員会モデル地区事業」を推進するとともに、保護司の処遇活動を支援するため、保護司に対する相談・支援体制を強化。(モデル地区事業実施数：平成17～18年度68保護司会、19年度160保護司会)〔法務〕

### 立ち直り支援

- ・平成16年度から、非行問題等を抱える青少年に対して、社会奉仕活動や体験活動などを行うことができる継続的活動の場づくりを推進(問題を抱える青少年のための継続的活動の場づくり事業)〔実施都道府県数：H16年度16都道府県 H18年度14都道府県、継続的活動の場数：H16年度60か所 H18年度71か所〕〔文科〕

### いじめ・校内暴力対策

- ・平成18年10月に各都道府県教育委員会等に対し、通知「いじめの問題への取組の徹底について」(H18.10.19文部科学省)を発出し、いじめの早期発見・早期対応や、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処することを徹底〔文科〕
- ・平成19年2月に各都道府県教育委員会等に通知「問題を起こす児童生徒に対する指導について」(H19.2.5文部科学省)を発出し、問題行動を起こす児童生徒に対する指導については、十分な教育的配慮の下、出席停止や懲戒を含めた毅然とした対応を指導〔文科〕

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

### 不登校対策

- ・平成15年度から、不登校対策に関する中核的機能(スクーリング・サポート・センター: SSC)を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備(スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業指定地域: H15年度広域SSC-47地域、地域SSC-400地域 H18年度広域SSC-47地域、地域SSC-450地域)【文科】

### その他の非行防止対策

- ・少年の非行を防止し、犯罪被害から守る施策の一環として、スクールサポーター制度の拡充を図ることを都道府県警察に指示(スクールサポーター導入都道府県数: H18年4月現在 20都道府県、H19年4月現在 30都道府県)【警察】

## 関連指標

- ・日本における公立学校に在籍する外国人の子どもの就学数: 平成15年度70,902人      平成18年度70,936人
- ・不登校児童生徒数: 平成15年度126,226人      平成18年度126,764人
- ・刑法犯少年(14~19歳)の人口比: 同年齢層人口千人当たりの検挙人員: 平成15年17.5      平成18年14.8
- ・少年が主たる被害者となった刑法犯認知件数: 平成15年385,762件      平成18年309,104件

## 関連する政府の主な関連方針等の策定

人身取引対策行動計画(平成16年12月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議)

新しい少子化社会対策について(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)(平成18年12月24日少子化社会対策会議決定)

犯罪から子どもを守るための対策(改定)(平成18年12月19日犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議改定)

子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～(平成18年6月16日子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に関する関係省庁プロジェクトチーム策定)

## 関係法律の制定、改正等

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律(平19法73):第166回通常国会で成立、平成20年4月施行

・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等

児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平16法30。議員立法):第159回通常国会で成立、平成16年10月施行

・児童虐待に係る通告義務の範囲の拡大 等

児童福祉法の一部を改正する法律(平16法153):第161回通常国会で成立、平成17年1月施行

・児童相談に関する体制充実、児童福祉施設の在り方の見直し 等

## 主な施策の実施状況(1)

## 児童虐待防止対策

- ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握(生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業))【厚労】
- ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会・虐待防止ネットワーク)の設置促進及び機能強化(設置率:H15年6月1日現在30.1% H19年3月末(見込み)85.1%)【厚労】
- ・児童相談所の児童福祉司の配置の充実(配置基準の改定(H17.4.1施行):「人口おおむね10万から13万までを標準として定める」を「人口おおむね5万から8万までを標準として定める」こととする)【厚労】  
〔平成19年度地方財政措置において、標準人口170万人当たり3名の増員〕【総務】【厚労】

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

- ・夜間・休日対応の確保(24時間・365日体制強化事業)〔夜間・休日の対応がとれている自治体数: H17年度59都道府県・指定都市 H18年度63都道府県・指定都市・児童相談所設置市)〔厚労〕
- ・一時保護所の環境改善等の取組を推進(一時保護所の環境改善が図られている自治体数: H17年度12都道府県・指定都市 H18年度17都道府県・指定都市・児童相談所設置市)〔厚労〕
- ・里親養育援助事業や里親養育相互援助事業の実施(児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率: H15年度8.1% H17年度9.1%、専門里親登録者総数: H15年度145人 H17年度322人)〔厚労(再掲)〕
- ・児童虐待による死亡事例等の専門的かつ多角的な角度からの分析・検証(検証結果第1次報告(平成17年4月「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」)、検証結果第2次報告(平成18年4月同委員会)、検証結果第3次報告(平成19年6月同委員会)取りまとめ)〔厚労〕
- ・毎年11月を「児童虐待防止推進月間」(主唱:厚生労働省・内閣府)と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施(平成16年度～)  
〔月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布、オレンジリボン・キャンペーンの推進及び政府広報を活用した各種媒体による広報啓発)〔厚労〕  
〔月間中、子どもの人権専門委員全国会議を開催し、児童虐待防止のための取組強化を図る)〔法務〕

### その他の犯罪対策

- ・平成17年度から、公民館等の活動拠点を中心とした自主防犯活動を支援(地域安全・安心ステーションモデル事業)(実施地区数: H17年度231地区 H19年度431地区)〔警察〕
- ・学校の安全管理及び安全教育の充実(地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業)(実施地域数: H19年度64都道府県・指定都市、スクールガード・リーダー委嘱数: H17年度約955人 H18年度2,651人)〔文科〕
- ・少年の非行を防止し、犯罪被害から守る施策の一環として、スクールサポーター制度の拡充を図ることを都道府県警察に指示  
〔スクールサポーター導入都道府県数: H18年4月現在 20都道府県、H19年4月現在 30都道府県)〔警察(再掲)〕

## 関連指標

- ・児童相談所における相談対応件数: 平成15年度26,569件      平成18年度37,323件

## 重点課題

### (2) 特に困難を抱える青少年の支援

### 労働市場で不利な条件下にある青少年の支援

#### 関連する政府の主な関連方針等の策定

- 障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)
- 重点施策実施5か年計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)
- 刑務所出所者等総合的就労支援対策(平成17年8月 法務省、厚生労働省)
- 再チャレンジ支援策の今後の方向性(平成19年5月31日「多様な機会のある機会」推進会議決定)

#### 関係法律の制定、改正等

- 障害者基本法の一部を改正する法律(平16法80):第159回通常国会で成立、平成16年6月施行。
  - ・障害者の地域における作業活動の場及び障害者の職業訓練のための施設の拡充を図るため、費用の助成等
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平17法81):第162回通常国会で成立、平成18年4月施行(一部平成17年10月)
  - ・精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携

#### 主な施策の実施状況

##### 若年失業者等の就労支援等

- ・平成16年度から、若年失業者やフリーターに対して、企業実習と座学を連結させた教育訓練を実施(日本版デュアルシステム公共職業訓練型(委託短期)の就職率:H16年度68.8% H18年度75.2%)【厚労(再掲)】
- ・平成17年度から、合宿形式による集団生活の中での労働体験等の実施(若者自立塾)(設置数:H17年度20か所 H19年度30か所)【厚労(再掲)】
- ・平成18年度から、地域若者サポートステーションにおける専門的な支援の実施(設置数:H18年度25か所 H19年度50か所)【厚労(再掲)】

##### 障害者の就労支援等

- ・職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業による障害者の円滑な職場適応の推進  
〔支援対象者数:H15年度2,759人 H18年度3,306人、定着率:H15年度78.7% H18年度84.3%〕【厚労】
- ・障害者職業能力開発校における障害の特性や程度に配慮した職業訓練の実施  
〔受講者数:H15年度1,895人 H18年度1,944人、就職率:H15年度63.3% H18年度66.7%〕【厚労】

次頁へつづく



## 主な施策の実施状況(2)

- ・平成16年度から、一般の職業能力開発校における知的障害者等対象訓練コースの設置促進  
〔受講者数：H16年度195人 H18年度361人、就職率：H16年度63.8% H18年度66.4%〕【厚労】
- ・平成16年度から、企業、社会福祉法人等民間機関を活用した障害者委託訓練の実施  
〔受講者数：H16年度3,110人 H18年度4,814人、就職率：H16年度30.9% H18年度41.3%〕【厚労】

### 非行少年の就労支援等

- ・各保護観察所において公共職業安定所と連携した保護観察対象者等の就労支援(職業相談・紹介、協力雇用主を対象とした求人開拓及び試行雇用奨励金の支給等の就労支援を実施)  
〔保護観察終了時における無職者数(成人を含む)：H15年11,858人/52,084人 H18年9,622人/47,625人〕【法務】
- ・少年院在院者に対して公共職業安定所等と連携した就労支援を行い、円滑な保護観察への移行を支援【法務】
- ・協力雇用主の拡大を促進(協力雇用主数：H15年4月1日現在5,050人 H19年4月1日現在5,778人)【法務】

## 関連指標

- ・若年無業者数：平成15年～17年64万人 平成18年62万人
- ・フリーターの人数：平成15年217万人 平成18年187万人
- ・青少年(15～29歳)完全失業率：平成15年8.5% 平成18年6.9%

### 関連する政府の主な関連方針等の策定

少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)  
少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)  
新しい少子化対策について(H18年6月20日少子化社会対策会議決定)  
食育推進基本計画(平成18年3月 食育推進会議)  
「女性の再チャレンジ支援プラン」(改定)(平成18年12月25日女性の再チャレンジ支援策検討会議決定)

### 関係法律の制定、改正等

食育基本法(平17法63):第159回通常国会で成立、平成17年7月施行  
・家庭における食育の推進、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取組の推進  
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77):第164回通常国会で成立、平成18年10月施行  
・幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事による認定制度を設けるとともに、認定施設に係る特例措置を講ずる  
児童手当法の一部を改正する法律(平19法26):第166回通常国会で成立、平成19年4月施行  
・3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について月5千円増額し、出生順位にかかわらず一律1万円に引き上げ

### 主な施策の実施状況(1)

#### 母子の健康の確保・増進

・平成18年度診療報酬改定において、深夜における小児救急医療の対応体制に係る評価を充実【厚労】

#### 子育て支援の充実

・乳幼児や小学生等を持つ全国の親に家庭教育手帳を配布(配布部数:H15年度394万部 H19年度533万部)【文科】(但し、H15年度までは2分冊、H16年度より3分冊)【文科】

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定等届の未届事業主(常時雇用する労働者が301人以上企業)に対し、策定・届出について督促指導を実施。また、常時雇用する労働者が300人以下企業の未届事業主に対し、策定・届出について周知・啓発を実施。さらに、計画の目標を達成したことなど一定の基準を満たした企業に対する認定を実施  
〔一般事業主行動計画策定等届の届出状況：(301人以上企業)H18年度末 届出件数13,219件、届出率99.8%  
(300人以下企業) 届出件数 5,736件  
認定状況：H19年9月末現在 認定企業366社 〕【厚労】
- ・待機児童ゼロ作戦の推進〔幼稚園における預かり保育実施数：H15年6月1日現在8,985園(実施率65.5%) H18年6月1日現在9,663園(実施率70.6%)〕〔待機児童数：H15年4月1日現在26,383人 H19年4月1日現在17,926人、受入児童数：H15年4月1日現在1,920,599人 H19年4月1日現在2,015,382人〕【文科】【厚労】
- ・子育て中の親子の相談・交流を推進(地域子育て支援拠点事業)〔地域子育て支援センター数：H15年度2,499か所 H18年度3,436か所、つどいの広場数：H15年度76か所 H19年度694か所〕【厚労】
- ・子どもの預かりや保育施設からの送迎等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリー・サポート・センターの設置を支援(ファミリー・サポート・センター実施市区町村：H15年度301か所 H18年度480か所)【厚労】
- ・3歳未満の乳幼児に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について月5千円増額し、出生順位にかかわらず一律1万円に引き上げ(児童手当法の一部改正)【厚労】

### 保育所・幼稚園での養護・教育の充実

- ・幼稚園と保育所の施設の共用化の促進、教育内容・保育内容の整合性の確保、幼稚園教諭と保育士の合同研修の促進、資格の併有の促進、幼稚園と保育所の連携事例集の作成などの取組〔幼稚園と保育所の共用化施設数：H16年5月1日現在304か所 H17年5月1日現在402か所〕【文科】【厚労】
- ・幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、都道府県知事が「認定こども園」として認定する仕組みを設けるとともに、認定施設に係る特例措置を講ずる〔就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の制定〕【文科】【厚労】

## 関連指標

- ・待機児童数：H15年度26,383人 H19年4月1日現在17,926人
- ・出生数：昭和48年209.2万人 平成元年124.7万人 平成15年112.4万人 平成18年109.3万人
- ・合計特殊出生率：昭和48年2.14 平成元年1.57 平成15年1.29 平成18年1.32

### 関連する政府の主な関連方針等の策定

少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)  
少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)  
新しい少子化対策について(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)  
食育推進基本計画(平成18年3月食育推進会議)  
再チャレンジ支援総合プラン(平成18年12月25日「多様な機会のある機会」推進会議決定)

### 関係法律の制定、改正等

教育基本法(平18法120):第165回臨時国会で成立、平成18年12月施行  
 ・教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定。この教育の目的を実現するために今日重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定。  
学校教育法等の一部を改正する法律(平19法96):第166回通常国会で成立、平成20年4月施行(一部施行日未定)  
 ・改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標を規定  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平19法97):第166回通常国会で成立、平成20年4月施行  
 ・教育委員会の責任体制の明確化・体制の充実等  
教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正(平19法98):第166回通常国会で成立、平成20年4月施行(一部平成21年4月施行)  
 ・教員免許更新制の導入等  
食育基本法(平17法63):第159回通常国会で成立、平成17年7月施行  
 ・家庭における食育の推進、学校、保育所等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取組の推進

### 主な施策の実施状況

#### 学校における相談体制の充実

・スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」(平成16年度より)を配置し、学校における相談体制を充実  
 (スクールカウンセラー配置校数(中学校中心):H15年度6,941校 H18年度10,158校、子どもと親の相談員の配置:H16年度969校 H18年度967校)【文科】

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

### 日常生活能力の習得

- ・子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進【文科】
- ・少年非行防止教室の開催(非行防止教室開催校数: H15年度12,518校 H18年度24,336校 延べ開催回数: H15年度14,719回 H18年度28,901回)【警察(再掲)】【文科(再掲)】
- ・児童生徒が身に付ける道徳の内容を分かりやすく表した「心のノート」の作成・配布や、体験活動や地域の人材の活用による道徳教育等を実施(児童生徒の心に響く道徳教育推進事業)(指定校数: H15年度253校 H17年度339校 H19年度286校)【文科】
- ・放送分野におけるメディア・リテラシーを向上させるための教材の開発、教材の普及・啓発活動を実施(教材開発数: H16年度2本、H18年度2本)(教材貸出件数(H15~H19.9): 517件)【総務】
- ・平成17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」を発出し、少年と保護者等を対象とした情報モラルの涵養に重点を指向した対策の強化に努めるよう都道府県警察に指示【警察】
- ・通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化、道路や公園等に設置し、緊急時に直接警察に通報できる街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)や子ども緊急通報装置の整備、また、「子ども110番の家」の活動に対する支援等(街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備(国費及び補助事業整備分): H15年度283基 H18年度526基、子ども緊急通報装置の整備: H15年度47地区329基 H19年度63地区417基、子ども110番の家数(警察庁が把握している数): H18年12月約189万か所)【警察】【文科】
- ・食生活指針(H12策定)の普及・啓発、食生活指針を実践するための「食事バランスガイド」の策定(H17)、農業体験や調理体験に参加した親子に対して、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」などの望ましい食生活の普及・啓発を実施【農水】

### 学力の向上

- ・小学校第6学年及び中学校第3学年の原則として全児童生徒を対象に、平成19年4月24日に国語及び算数・数学について「全国学力・学習状況調査」を実施【文科】

### 社会的自立につながる活動機会の保障

- ・平成19年度より、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る「放課後子どもプラン」を創設(放課後児童クラブ数: H15年度13,698か所 H19年度16,685か所、(参考)地域子ども教室数(平成16年度より): H16年度4,192か所 H18年度8,313か所)【文科】【厚労】
- ・市民が主体となった良好な河川環境の保全を進めるため、河川を一定の区間ごとに区切って堤防や高水敷の除草・清掃等の管理を、青少年も含め市民の方々に実施していただく河川アドプトプログラムを推進【国交】

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

- ・他校のモデルとなる様々な体験活動を実施し、小・中・高等学校等における体験活動の円滑な展開を推進(豊かな体験活動推進事業)  
〔実施校数：H15年度805校 H19年度1,645校〕【文科】

## 関連指標

- ・刑法犯少年(14～19歳)の人口比：同年齢層人口千人当たりの検挙人員：平成15年17.5      平成18年14.8
- ・少年が主たる被害者となった刑法犯認知件数：平成15年385,762件      平成18年309,104件

### 関連する政府の主な関連方針等の策定

- 若者自立・挑戦プラン(平成15年6月10日若者自立・挑戦戦略会議決定)
- キャリア教育等推進プラン(H19年5月29日キャリア教育等推進会議決定)
- 自殺総合対策大綱(H19年6月8日閣議決定)
- 再チャレンジ支援総合プラン(平成18年12月25日「多様な機会のある機会」推進会議決定)

### 関係法律の制定、改正等

- 学校教育法等の一部を改正する法律(平19法96): 第166回通常国会で成立、平成20年4月施行(一部施行日未定)
  - 改正教育基本法を踏まえ、義務教育の目標に次の事項等を規定
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平19法97): 第166回通常国会で成立、平成20年4月施行
  - 教育委員会の責任体制の明確化・体制の充実等
- 教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正(平19法98): 第166回通常国会で成立、平成20年4月施行(一部平成21年4月施行)
  - 教員免許更新制の導入等

### 主な施策の実施状況(1)

#### 健康の確保・増進

- パンフレット「未成年者がお酒を飲んではいけない5つの理由」、「お酒について知っておきたいこと」を作成、配付【財務】

#### 就業能力・意欲の習得

- 平成17年度より、中学校を中心に、5日以上職業体験の推進(キャリア・スタート・ウィーク)(実施地域・校数: H17年度138地域 757校 H18年度209地域 1,016校)【文科(再掲)】
- 平成17年度から、小・中・高等学校の早い段階から働く意義や面白さの理解を深める取組を実施(地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクト)(実績: H17年度25件 200校 約35千人 H18年度29件 300校 約35千人)【経産】
- 小・中・高等学校において企業人等働く若者を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活に関して生徒に理解させ自ら考えさせる取組を実施(キャリア探索プログラム)(実施高校等: H15年度1,304校 198,259人 H18年度4,078校 403,661人( H15年度においては、高校生のみを対象として実施しており、H16年度から小中高校生を対象を拡大して実施))【厚労】

#### 自殺予防のための取組

- 「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する検討会」を立ち上げ、同検討会は平成19年3月に「子どもの自殺予防のための取組に向けて(第1次報告)」を取りまとめ【文科】

## 主な施策の実施状況(2)

### 社会生活能力の習得

- ・平成17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネット上における違法・有害情報対策の強化について」を発出し、少年と保護者等を対象とした情報モラルの涵養に重点を指向した対策の強化に努めるよう都道府県警察に指示【警察】
- ・放送分野におけるメディア・リテラシーを向上させるための教材の開発、教材の普及・啓発活動を実施(教材開発数:H16年度2本、H18年度2本)(教材貸出件数(H15~H19.9):517件)【総務(再掲)】
- ・文部科学省及び警察庁が共同で、平成17年1月に「非行防止教室等プログラム 事例集」を作成し、全国の学校・警察署等に配布、また、平成18年5月には「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」を作成し、小中学校等に配布【警察】【文科】
- ・非行防止教室の開催(非行防止教室開催校数:H15年度12,518校 H18年度24,336校 延べ開催回数:H15年度14,719回 H18年度28,901回)【警察(再掲)】【文科(再掲)】
- ・高校生に対し、交通社会の一員として責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標として交通安全教育を実施(警察が主催し、又は警察官等を講師として派遣して実施した高校生に対する交通安全教育実施状況:H15年度5,779回 参加1,720,559人 H18年度5,080回 参加1,437,811人)【警察】【文科】

### 国際交流活動

- ・平成19年度から、「21世紀東アジア青少年大交流計画(JENESYS)」により、今後5年間、毎年6,000人程度の青少年を招へい【外務】

### 地域等での多様な活動

- ・高校生が主体となって、地域や社会の諸課題の解決に向けた活動の在り方を探るため、様々なテーマについて意見交換・討議を行う「全国ユース・フォーラム」の開催(参加高校生:H16年度298人 H18年度291人)【文科】
- ・青少年健全育成のあり方について、有識者をまじえて今後の課題と促進方策などを協議する、「青少年健全育成フォーラム」の実施(年5か所)(青少年健全育成中央フォーラム参加者数:H15年度500人 H18年度500人)【文科】

## 関連指標

- ・平成18年自殺者総数32,155人 うち青少年4,018人
- ・業務上(重)過失致死傷事件に係る少年(14~19歳)の検挙人員/少年人口総数:平成15年約38千人/7,637千人 平成18年約33千人/8,261千人(・業務上(重)過失致死傷事件に係る検挙人員総数:平成15年855,809人 平成18年875,798人)



### 関連する政府の主な関連方針等の策定

- 若者自立・挑戦プラン(平成15年6月10日若者自立・挑戦戦略会議決定)
- 若者自立・挑戦のためのアクションプラン(平成16年12月24日若者自立・挑戦戦略会議決定)
- 若者の自立・挑戦のためのアクションプラン(改訂版)(平成18年1月17日若者自立・挑戦戦略会議決定)
- 再チャレンジ支援総合プラン(平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議決定)
- 再チャレンジ支援策の今後の方向性(平成19年5月31日「多様な機会のある社会」推進会議決定)
- キャリア教育等推進プラン(平成19年5月29日キャリア教育等推進会議決定)

### 関係法律の制定、改正等

- 職業能力開発促進法及び中小企業労働力確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律(平18法81):第164回通常国会で成立、平成18年10月施行
- ・現場の中核となる人材育成のため、新規学校卒業者を対象に、企業における雇用関係の下での実習と教育訓練機関における学習とを組み合わせた「実践型人材養成システム」を職業能力開発促進法(第10条の2等)に「実習併用職業訓練」として位置付け

### 主な施策の実施状況(1)

#### 大学教育等の充実

- ・大学の教育研究の質の維持向上を図るため、すべての国公立大学が、文部科学大臣から認証された評価機関による定期的な評価を受ける制度の導入【文科】
- ・新たなチャレンジを目指す若者、中高年、女性、ニート等に対し、それぞれの特性等に応じた職業能力向上のための学習機会を提供(大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン)【文科】
- ・社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法についての重点的な研究開発を実施(専修学校教育重点支援プラン)【文科】

#### 職業能力開発・就業支援の充実

- ・「全国就職指導ガイダンス」の場において企業側に対して、学生の採用枠の拡大や就職の機会均等の確保等について要請【文科】
- ・事業主が、フリーター等の若者を一定期間試用雇用することにより、企業の求める能力等の水準と若年求職者の現状の格差とのミスマッチ解消を図りつつ、試用雇用後の常用雇用への移行を図る取組を実施(若年者トライアル雇用)(開始者数等: H15年度3.8万人 H18年度4.8万人)【厚労】

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

- ・平成16年度から、都道府県の主体的な取組により設置される若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)において、様々な就職支援を実施(設置数等: H16年度43都道府県79か所、サービス利用者数約109万人、就職者数約5万3千人 H18年度46都道府県87か所、サービス利用者数約167万人、就職者数約9万4千人)【厚労(再掲)】【経産(再掲)】
- ・ハローワークにおいてフリーター向けの窓口を設け、常用雇用化のための一貫した支援を実施(フリーター常用就職支援事業)【厚労】  
(就職者数: H17年5月～H18年4月11.9万人 H18年度24万人(フリーター常用雇用化プランの他の事業と調整した数値))
- ・平成16年度から、若年失業者やフリーターに対して、企業実習と座学を連結させた教育訓練を実施(日本版デュアルシステム公共職業訓練型(委託短期)の就職率: H16年度68.8% H18年度75.2%)【厚労(再掲)】

### 生活設計・人生設計の支援

- ・(独)日本学生支援機構における奨学金事業(事業費: H15年度5,790億円 H19年度8,503億円、貸与人員: H15年度86.6万人 H19年度114.3万人)【文科(再掲)】

## 関連指標

- ・青少年の就職状況(大卒): 平成8年337,820人      平成15年299,925人      平成18年355,820人
- ・フリーターの人数: 平成15年217万人      平成18年187万人
- ・若年無業者の人数: 平成15年～17年64万人      平成18年62万人

### 関連する政府の主な関連方針等の策定

「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会報告(平成19年3月「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会)  
若者の包括的な自立支援方策に関する検討会報告(平成17年6月若者の包括的な自立支援方策に関する検討会)

### 関係法律の制定、改正等

教育職員免許法の一部改正(平16法49):第159回通常国会で成立、平成16年7月施行  
・児童の栄養の指導及び管理をつかさどる栄養教諭の免許状の創設  
教育職員免許法の一部改正(平14法55):第154回通常国会で成立、平成15年1月施行  
・小学校の専科指導の拡充等  
教育職員免許法の一部改正(平10法98):第142回通常国会で成立、平成10年7月施行  
児童福祉法の一部を改正する法律(平16法153):第161回通常国会で成立、平成16年12月施行から順次施行  
・児童虐待等の問題に適切に対応できるよう児童相談に関する体制の充実、児童福祉施設・里親等の見直し

### 主な施策の実施状況(1)

#### 民間協力者の確保と研修

- ・人権擁護委員の中から子どもの人権にかかわる問題を専門に扱う「子どもの人権専門委員」を指名し、全国の法務局・地方法務局に配置〔配置数: H15年6月1日現在690人 H19年6月1日現在954人〕〔法務〕
- ・少年の非行を防止し、その健全な育成を図るため、少年警察ボランティアを委嘱〔内訳(H15年4月現在):少年指導委員 約6,000人 少年補導員 約5万1,000人 少年警察協助力員 約1,000人 (H19年4月現在):少年指導委員 約6,700人 少年補導員 約5万2,400人 少年警察協助力員 約500人〕〔警察〕

#### 専門機関・相談機関等の充実

- ・少年サポートセンターを中心とした補導活動等の実施〔設置数: H15年4月現在179か所 H19年4月現在192か所〕
- ・専用相談電話のフリーダイヤル化とインターネットによる人権相談受付システムを導入〔子どもの人権110番による相談件数: H15年8,993件 H18年12,885件〕〔法務〕

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

- ・全ての都道府県・指定都市教育委員会に「24時間いじめ相談ダイヤル」を整備(H19年2月)【文科(再掲)】
- ・薬物乱用防止教室の開催〔薬物乱用防止教室開催率:(公立中学)H15年度56.7% H18年度60.9% (公立高校)H15年度68.9% H18年度72.6%〕【警察(再掲)】【文科(再掲)】
- ・非行防止教室の開催〔非行防止教室開催校数:H15年度12,518校 H18年度24,336校 延べ開催回数:H15年度14,719回 H18年度28,901回〕【警察(再掲)】【文科(再掲)】

### 事案に応じた専門機関・相談機関の連携

- ・国や地方公共団体が設置している相談機関の担当者、学校・警察関係者等の参加を得て、関係機関等との連携体制の在り方や相談機能の充実強化のための方策等について情報交換等を行い、青少年相談機関活動を充実(青少年相談機関に関するブロック会議)  
〔参加者数:H15年度624人 H18年度499人(1年度中に3ブロックで開催)〕【内閣府】
- ・子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会・虐待防止ネットワーク)の設置促進(設置率:H15年度30.1% H19年度85.1%)  
【厚労(再掲)】

### 広報啓発活動

- ・「全国青少年健全育成強調月間」(毎年11月)において、青少年健全育成のための取組等を集中的に実施【内閣府】
- ・「児童虐待防止推進月間」(毎年11月)と位置付け、集中的な広報啓発活動を実施(平成16年度～)  
〔月間標語の公募・決定、全国フォーラムの開催、広報啓発ポスター・チラシの作成、配布、オレンジリボン・キャンペーンの推進及び政府広報を活用した各種媒体による広報啓発)〕【厚労(再掲)】
- ・「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」(毎年7月)において、青少年非行防止のための取組等を集中的に実施【内閣府】
- ・主に小学生に対して、「人権の花運動」を実施(参加団体:H15年度2,438団体 H18年度2,410団体、参加者:H15年度393,923人 H18年度361,634人)【法務】
- ・「全国中学生人権作文コンテスト」の実施(参加校:H15年度5,867校 H18年度6,450校、参加者:H15年度736,760人 H18年度799,103人)【法務】
- ・人権教室を平成16年度から実施(H18年度 開催回数6,739回 参加者270,048人)【法務】

## 関連指標

- ・児童相談所における相談対応件数：平成15年度26,569件 平成18年度37,323件

### 関連する政府の主な関連方針等の策定

障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)  
重点施策実施5か年計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)  
「今後の学校の管理運営の在り方について」(平成16年3月4日中央教育審議会答申)  
バリアフリー化推進要綱(平成16年6月1日バリアフリーに関する関係閣僚会議)  
社会総がかりで教育再生を～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～ - 第二次報告 -  
(平成19年6月1日教育再生会議)  
ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年7月国土交通省)  
安全・安心まちづくり推進要綱(平成18年4月改定警察庁)  
スポーツ振興基本計画(平成12年9月文部大臣告示、平成18年9月改定)

### 関係法律の制定、改正等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平16法91):第159回通常国会で成立、平成16年9月施行  
・学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の設立が可能  
学校教育法等の一部を改正する法律:第166回通常国会で成立、平成20年4月施行(一部施行日未定)  
・学校評価と情報提供に関する規定の整備  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平18法91):第164回臨時国会で成立、平成18年12月施行  
・高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保

### 主な施策の実施状況(1)

#### 開かれた学校づくり

- ・教育委員会に任命された保護者等が、校長の求めに応じて、学校運営の意見を述べる学校評議員制度の導入〔導入率(公立学校):H15年7月1日現在62.4% H19年8月1日現在82.3%〕【文科】
- ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)推進事業の実施〔指定状況:H17年4月1日現在17校 H19年7月1日現在213校〕【文科】

#### 多様な教育活動と選択制の推進

- ・中高一貫教育校の設置促進〔中高一貫教育校設置状況:H15年度118校 H17年度176校 H19年度257校〕【文科】

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

### 体制・機能の充実

- ・スクールカウンセラーの効果的な活用について調査研究を実施(配置校数(中学校中心):H15年度6,941校 H18年度10,158校)【文科(再掲)】
- ・地域の人材を活用した「子どもと親の相談員」及び「生徒指導推進協力員」の配置(「子どもと親の相談員」配置校数:H16年度969校 H18年度967校、「生徒指導推進協力員」配置地域:H17年度223地域 H18年度259地域)【文科(再掲)】

### 青少年が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

- ・通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化、道路や公園等に設置し、緊急時に直接警察に通報できる街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)や子ども緊急通報装置の整備、また、「子ども110番の家」の活動に対する支援等(街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備(国費及び補助事業整備分):H15年度283基 H18年度526基、子ども緊急通報装置の整備:H15年度47地区329基 H19年度63地区417基、子ども110番の家数(警察庁が把握している数):H18年12月約189万か所)【警察(再掲)】【文科(再掲)】

### 青少年や家族の活動の場の整備

- ・地域住民の誰もが身近にスポーツに親しむことができる場となる総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進(総合型地域スポーツクラブの育成状況:H15年度273市区町村424クラブ H19年7月894市区町村2,555クラブ)【文科】
- ・スポーツ・レクリエーション活動の拠点ともなる都市公園等の整備(都市公園等の整備状況:H15年度末 86,889箇所 H18年度末 93,399箇所)【国交】
- ・市民団体、教育関係者、河川管理者等が連携し、環境学習や自然体験活動の場としてふさわしい水辺(「子どもの水辺」)における活動を支援(「子どもの水辺再発見プロジェクト」)するとともに、河川の整備が必要な場合に、自然の状態を極力残しながら水辺に近づきやすい水辺空間の整備を推進(「水辺の楽校プロジェクト」)。(子どもの水辺登録数:H15年度161箇所 H18年度248箇所)【文科】【環境】【国交】

## 関連指標

- ・少年が主たる被害者となった刑法犯認知件数:平成15年385,762件      平成18年309,104件

関連する政府の主な関連方針等の策定

青少年を取り巻く環境の整備に関する指針-情報化社会の進展に対応して-(平成16年4月7日青少年育成推進課長会議申し合わせ)

インターネット上における違法・有害情報対策について(平成17年6月30日インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議策定)

子ども安全・安心加速化プラン～非行や犯罪被害から子どもたちを守るために～(平成18年6月16日 子どもを非行や犯罪被害から守るための対策に に関する関係省庁プロジェクトチーム策定)

次代を担う自立した青少年の育成に向けて(平成19年1月30日中央教育審議会答申)

関係法律の制定、改正等

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律(平16法106):第159回通常国会で成立、平成16年7月施行

・児童ポルノの画像データ(電磁的記録)の提供とこれを目的とした保管及び特定・少数の者に対する提供とこれを目的とした製造・所持等が処罰の対象

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平15法83):第156回通常国会で成立、平成15年9月施行

・出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の禁止・処罰、児童による出会い系サイトの利用を防止するための措置を規定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平17法119):第163回特別国会で成立、平成18年5月施行

・性風俗関連特殊営業の禁止行為とされている人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等について、罰則を整備

主な施策の実施状況(1)

メディアを活用する能力の向上

・情報モラル教育を体系的に推進するための「情報モラル指導モデルカリキュラム」を作成するとともに、モデルカリキュラムに対応した指導事例等をまとめた「情報モラル指導実践キックオフガイド」を作成し、全国の教育委員会、学校現場等に配付

(キックオフガイドの配布部数: H18年度60万部) [文科]

・平成16年度から、子どもと保護者を対象にメディア対応能力を育成するモデル事業を実施するとともに、地域の推進体制を整備するなど地域社会における有害環境に対する取組を推進(青少年を取り巻く有害環境対策の推進)(当該年度に推進体制を整備した都道府県数(累計)H16年度11か所 H18年度28か所)

次頁へつづく

## 主な施策の実施状況(2)

- ・放送分野におけるメディア・リテラシーを向上させるための教材の開発、教材の普及・啓発活動を実施(教材開発数:H16年度2本、H18年度2本)(教材貸出件数(H15~H19.9):517件)【総務(再掲)】
- ・インターネット、携帯電話等に関するメディアリテラシーを総合的に育成する「ICTメディアリテラシー育成プログラム」を開発(平成18年度)し、公開(平成19年7月)【総務】

### 各種メディア等を通じた有害情報対策

- ・「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」(平成16年4月 青少年育成推進課長会議)等に基づき、関係業界団体等に青少年健全育成に配慮した自主的な取組を要請【内閣府】
- ・内閣府特命担当大臣(青少年育成)・情報通信技術(IT)担当大臣から、携帯電話事業者3社に対して、フィルタリングサービスの普及促進について依頼(平成18年11月)【内閣府】
- ・総務大臣より携帯電話事業者等に対し、フィルタリングサービスの普及促進に関する自主的取組の強化を要請(平成18年11月)(携帯電話事業者は契約申込書及び親権者同意書の改訂等を実施)【総務】
- ・携帯電話のフィルタリングサービスについて、学校関係者や保護者を始めとする住民に対し周知啓発活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に依頼(平成19年2月)【警察】【総務】【文科】

### インターネット上の違法・有害情報への対応

- ・「インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議(通称:IT安心会議)」を設置し、平成17年6月「インターネット上における違法・有害情報対策について」を取りまとめ。また、平成19年10月「インターネット上の違法・有害情報に関する集中対策」を取りまとめ。【内閣官房】
- ・有識者等から成る「バーチャル社会のもたらす弊害から子どもを守る研究会」を開催し、同年12月、最終報告書をまとめ、取組を推進【警察】
- ・違法情報の取締り、インターネット・ホットラインセンターの運営開始(平成18年6月)、フィルタリング導入促進のための広報啓発活動等を推進【警察】【総務】【経産】
- ・平成18年度から、児童生徒を保護・教育する立場にある保護者、教職員等に対して、インターネットの安全・安心利用に関する啓発を全国規模で実施(e-ネット安心講座通信業界キャラバン)【総務】【文科】

### 風俗営業、性風俗関連特殊営業に係る広告等規制

- ・性風俗関連特殊営業の禁止行為とされている人の住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等について、罰則を整備【警察】

次頁へつづく



## 主な施策の実施状況(3)

### 酒類・たばこの未成年者に対する販売等の防止

- ・「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」(平成元年国税庁告示)の一部を改正し、すべての酒類小売販売場の酒類の陳列場所において酒類とその他の商品の分離陳列をするとともに、「酒類の売場である」旨又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示をすることを義務化(平成15年9月1日義務化、平成17年10月1日表示内容の改正)【財務】
- ・酒類小売販売場に対し「年齢確認実施中」ポスターを配付【財務】
- ・たばこ自動販売機について、従業員から容易に見える場所に設置するよう小売店を指導するとともに、たばこ業界の自主的な取組として進められている成人識別機能付自動販売機の全国導入(平成20年7月)について、財務省としても導入を拒否・逡巡する小売店に対する指導を実施【財務】

## 関連指標

- ・サイバー犯罪検挙件数:平成15年1,849件      平成18年4,425件
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反による被害児童数(児童買春):平成15年1,546人      平成18年1,325人
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反による被害児童数(児童ポルノ):平成15年71人      平成18年253人
- ・児童買春・児童ポルノ禁止法違反による送致件数:平成15年度1,945件      平成18年度2,229件
- ・インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反による検挙件数:平成16年31件      平成18年47件